

松阪市談合情報対応マニュアル

令和 6 年 8 月
松阪市

目 次

第1章 一般原則	- 1 -
第2章 談合情報等への対応	- 3 -
第1節 初動(情報の確認・報告)～委員会審議(情報の信憑性にかかる審議)	- 3 -
第2節 開札時等の対応～委員会審議(調査の要否にかかる審議)	- 4 -
第3節の1 調査の実施～委員会審議(入札談合等事実の認定にかかる審議)	- 5 -
第3節の2 調査を実施しない場合の対応	- 6 -
第4節 委員会審議後(入札談合等事実の認定にかかる審議後)の対応	- 7 -
第3章 入札談合等関与行為の疑いがある場合の対応	- 9 -
◆指定様式	- 11 -
◆別紙	- 17 -
談合情報等対応フローチャート No.1	- 20 -
談合情報等対応フローチャート No.2	- 21 -
談合情報等対応フローチャート No.3	- 22 -

第1章 一般原則

1 趣旨

このマニュアルは、松阪市(以下「本市」という。)が発注する建設工事その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札等(以下「競争入札」という。)の適正を期し、関係機関との連携を図りつつ、談合情報及び談合疑義事実(以下「談合情報等」という。)、入札談合等関与行為に係る情報に対して的確に対応するため、その手続について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1)「入札談合等」とは、競争入札により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為をいう。
- (2)「談合情報」とは、入札談合等に関する情報のうち、対象件名が明らかであり、かつ、次のいずれかに該当する情報をいう。
 - ① 入札談合等に関与したとされる業者又は落札予定とされる業者が明らかであるもの
 - ② 落札予定金額を具体的に示しているもの
 - ③ 入札談合等の日、場所及び方法が明らかであるもの
 - ④ その他入札談合等に関与した者以外の者が知り得ない事実が含まれるもの
- (3)「談合疑義事実」とは、入札談合等の疑いがある不自然な入札が行われた事実や、総合評価方式における技術提案書の不自然な内容等、入札談合等の疑いがあるとするに足りる根拠があるもの。なお、取り扱いについては第3項に定める。
- (4)「入札談合等関与行為」とは、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律101号)(以下「入札談合等関与行為防止法」という。)第2条第5項に規定する行為をいう。つまり、職員が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(手続きは、第3章に定める。)
 - ① 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
 - ② 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
 - ③ 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
 - ④ 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

3 「談合疑義事実」の取り扱い

談合疑義事実については、原則として、談合情報と同様に第2章に定める手続きに従って対応すること。ただし、松阪市公正入札調査委員会(以下、「委員会」という。)は、弁護士等有識者の意見を聞いた上で、手続きの一部を省略することができる。

4 審議結果の報告

松阪市公正入札調査委員会の委員長は、審議した事項について、各段階において速やかに市長に報告するものとする。

5 公正取引委員会・三重県警察本部への通報

契約監理課は、談合情報等の提供があったとき、調査実施の要否を決定したとき、委員会を開催したときなど必要に応じ各段階において、様式2に関係書類を添えて、公正取引委員会と三重県警察本部へ通報する。ただし、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合には、入札終了後にまとめて通報することができる。

公正取引委員会中部事務所 第一審査課
〒460-0001
名古屋市中区三の丸2-5-1(名古屋合同庁舎第2号館3階)
(電話 052-961-9425)

三重県警察本部刑事部捜査第二課
〒514-8514
津市栄町1-100
(電話 059-222-0110)(代)

6 報道機関への対応

報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合は、市長が対応する。
委員会の審議にかかる説明を求められた場合は、委員長が対応する。

7 守秘義務

談合情報等に接した職員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。人事異動又は退職でその職を退いた後も同様とする。

8 情報管理の徹底について

談合情報等は、必要最小限の職員のみが取り扱うこととし、報告書及び関係書類は、秘匿性の高い情報が含まれているため、不必要な回議を行わないなど情報の秘匿に留意すること。

第2章 談合情報等への対応

第1節 初動(情報の確認・報告)～委員会審議(情報の信憑性にかかる審議)

1 情報の確認

談合情報等の提供を受けた職員は、情報の提供者に対して、可能な限り次の事項を確認するとともに、情報の内容を詳細に聴取し、併せて、秘密は保持されることを説明するものとする。また、当該情報の提供者が報道関係者である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

- ① 提供者の氏名・連絡先
- ② 対象案件名・履行場所
- ③ 落札予定業者名
- ④ 入札談合等に関与した業者名(当該入札に参加する業者名)
- ⑤ 入札談合等が行われた日時・場所・方法
- ⑥ 具体的な落札予定価格又は落札率
- ⑦ 情報の入手先(氏名、連絡先、情報の入手手段、入手先との関係)
- ⑧ 客観的な物的証拠(メモ、録音・録画等の記録媒体、ファックス送信票等)
- ⑨ 総合評価落札方式の場合、技術提案の内容等にかかる談合方法の具体的な情報
- ⑩ 他に当該情報を知っている者
- ⑪ その他入札談合等に参加した当事者以外には知り得ない情報等

2 契約監理課長への報告

談合情報等の提供を受けた職員又は新聞報道等により把握をした職員は、直ちに契約監理課長にその旨及び確認した内容を報告しなければならない。

契約監理課長は、必要に応じて前項による情報の確認を行うものとする。

3 危機管理特命理事への報告

契約監理課長は、松阪市危機管理要綱(平成21年松阪市告示267号)第8条第1項に基づき、危機管理通報書式により危機管理特命理事に報告しなければならない。

4 松阪市公正入札調査委員会への報告

契約監理課長は、前項の報告を受けた場合、又は新聞報道等により情報を把握した場合には、情報の内容を報告書(様式1)にまとめ、速やかに委員長に報告しなければならない。

5 委員会審議(情報の信憑性にかかる審議)

- (1) 委員長は、自らの判断又は委員会を開催して当該情報の信憑性を審議することにより、調査に値するか否かの適否を決定するものとする。
- (2) 調査に値する情報であると決定した場合は、第2章に定める手続きによる。
- (3) 調査に値する情報ではないと決定した場合は、通常通りの入札手続きを行う。
- (4) 委員長は、審議した事項について、速やかに市長に報告するものとする。

6 公正取引委員会・警察への通報

契約監理課は、必要に応じ各段階において、様式2に関係書類を添えて、公正取引委員会と三重県警察本部へ通報する。

第 2 節 開札時等の対応～委員会審議(調査の要否にかかる審議)

1 落札者決定前に情報提供等があった場合

- (1) 入札担当課(契約監理課等)は、開札までの手続きを進め、落札者決定を保留する。
なお、開札会場に紙入札による参加者がいるときや電子入札システムの参加者の立会人がいるときは、入札担当者は、「開札前に談合情報等があり、落札者の決定は保留する」旨を宣言する。また、入札参加者全員に「落札者の決定を保留する」旨を通知する。
- (2) 契約監理課長は、開札結果を委員長に報告する。
- (3) 委員長は、談合情報等と開札結果を照合し、自らの判断又は委員会を開催して審議することにより、調査を実施することの要否を決定するものとする。
- (4) 委員長は、審議した事項について速やかに市長に報告するものとする。
- (5) 契約監理課は、必要に応じ、様式2に関係書類を添えて、公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

2 落札者決定後(契約締結前)に情報提供等があった場合

- (1) 契約締結前の場合、入札担当課(契約監理課等)は、契約締結を保留する。
入札担当者は、入札参加者全員に対して「談合情報等があったため、契約締結を保留する」旨を通知する。
- (2) 第 1 節に定める対応を行う。
- (3) 契約監理課長は、開札結果を委員長に報告する。
- (4) 委員長は、談合情報等が事実を掌握している者にしか知り得ない情報であるか否かを自らの判断又は委員会を開催して審議することにより、調査を実施することの要否を決定するものとする。
- (5) 委員長は、審議した事項について速やかに市長に報告するものとする。
- (6) 契約監理課は、必要に応じ、様式2に関係書類を添えて、公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

3 契約締結後に情報提供等があった場合(仮契約締結後を含む)

- (1) 第 1 節に定める対応を行う。
- (2) 委員長は、談合情報等が事実を掌握している者にしか知り得ない情報であるか否かを自らの判断又は委員会を開催して審議することにより、調査を実施することの要否を決定するものとする。
- (3) 委員長は、審議した事項について速やかに市長に報告するものとする。
- (4) 契約監理課は、必要に応じ、様式2に関係書類を添えて、公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

4 審議結果(調査の要否)に応じた手続き

- (1) 調査の実施を決定した場合の手続きは、第3節の 1 に定める。
- (2) 調査を実施しないことを決定した場合の手続きは、第3節の2に定める。

第3節の1 調査の実施～委員会審議(入札談合等事実の認定にかかる審議)

1 調査の実施

(1)委員会が調査の実施を決定した場合は、入札担当者は、入札参加者全員に「談合情報等があったため、松阪市談合情報対応マニュアルに基づく調査を実施する」旨を通知する。

(2)工事費内訳書・技術提案書の審査

(3)による事情聴取の前に、次に掲げる事項を実施すること。ただし、事情聴取を迅速に行う必要がある場合は、並行して実施することができるものとする。

①工事費内訳書の審査

委員会において、工事費内訳書の審査が必要とされた場合は、当該入札にかかるすべての入札参加者から工事費内訳書(入札参加条件により添付が義務付けされている場合は、その内訳書)の提出を求め、その内容を委員会の複数の委員が立合いのもと、当該工事積算担当者等が入札談合等の疑いがないかを審査する。また、必要に応じ詳細な積算の根拠資料についても提出を求めるものとする。

②技術提案書の審査(総合評価落札方式の場合)

委員会において、技術提案書の審査が必要とされた場合は、提出されているすべての技術提案に係る書類の内容を委員会の複数の委員が立合いのもと、当該工事積算担当者等が入札談合等の疑いがないかを審査する。また、必要に応じ詳細な根拠資料についても提出を求めるものとする。

(3)事情聴取

①すべての入札参加者に対して事情聴取を行う。

②事情聴取は、当該工事発注担当部課及び入札担当課(契約監理課等)の職員を立ち合せ、委員会の複数の委員により行う。

③事情聴取の相手方は、入札参加資格者名簿に登録された代表者若しくはその者に代わり、責任ある回答ができる者の出席を求め行う。ただし、代わりの者が出席するときは、委任状を提出させるものとする。

④事情聴取は、事情聴取の対象者同士が対面しないようにするため、呼び出し時刻を別に設定するなどして個々に呼び出し、面談室等も複数にするなどして実施するものとする。

⑤事情聴取については、事情聴取書(様式3の1)及び事情聴取の手順(別紙2の1)の例を参考に必要事項について聴き取りを行う。聴取結果については、事情聴取書を作成するとともに、必要に応じ事情聴取一覧表(様式3の3)を作成するものとする。

⑥誓約書の提出を求める場合は、誓約書を公正取引委員会等へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、誓約書(様式4)を参考に自主的に提出させるものとする。また、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を読み上げるとともに交付する。

2 委員会審議(入札談合等事実の認定にかかる審議)

委員長は、委員会を開催し、前項による調査結果等に基づき、入札談合等の事実があったと認定するかどうかの審議及び以後の対応の審議を行う。

委員会審議の結果を受けた対応は、第4節に定める。

第3節の2 調査を実施しない場合の対応

1 落札者決定前に情報提供等があった場合

入札担当課(契約監理課等)は、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を交付したうえで、すべての入札参加者から誓約書(様式4)を自主的に提出させ、落札者の決定を行う。

契約監理課は、様式2に入札結果調書及び誓約書等を添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

2 落札者決定後(契約締結前)に情報提供等があった場合

入札担当課(契約監理課等)は、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を交付したうえで、すべての入札参加者から誓約書(様式4)を自主的に提出させ、落札者と契約締結(仮契約締結を含む。)を行う。

契約監理課は、様式2に入札結果調書及び誓約書等の写しを添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

3 契約締結後に情報提供等があった場合(仮契約締結後を含む)

特段の対応は必要なし。(契約継続)

第4節 委員会審議後(入札談合等事実の認定にかかる審議後)の対応

1 入札談合等の事実があったと認められた場合の対応

(1) 落札者決定前に情報提供等があった場合

入札担当課(契約監理課等)は、松阪市契約規則(平成17年規則第64号。以下「契約規則」という。)第15条の規定により入札を取り消しとし、その旨に理由を付して入札参加者全員へ通知する。

契約監理課は、入札談合等に関わった業者に対して、建設工事等指名(入札参加資格)停止措置を行うよう入札及び契約審査会に諮るものとする。また、様式2に入札結果調書・事情聴取書の写し・認定証拠等を添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

(2) 落札者決定後(契約締結前)に情報提供等があった場合

入札担当課(契約監理課等)は、契約規則第15条の規定により入札を取り消しとし、その旨に理由を付して入札参加者全員へ通知する。

契約監理課は、入札談合等に関わった業者に対して、建設工事等指名(入札参加資格)停止措置を行うよう入札及び契約審査会に諮るものとする。また、様式2に入札結果調書・事情聴取書の写し・認定証拠等を添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

(3) 契約締結後に情報提供等があった場合(仮契約締結後を含む。)

当該工事担当課は、着工された工事の進捗状況等を考慮し、契約規則第36条第1項第2号の規定による契約の解除を含めた対応をとるものとする。

契約監理課は、入札談合等に関わった業者に対して、建設工事等指名(入札参加資格)停止措置を行うよう入札及び契約審査会に諮るものとする。また、様式2に入札結果調書・事情聴取書の写し・認定証拠等を添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

2 入札談合等の疑いが払拭できない場合の対応

(1) 落札者決定前に情報提供等があった場合

入札担当課(契約監理課等)は、契約規則第15条の規定により入札を取り消しとし、その旨に理由を付して入札参加者全員へ通知する。

契約監理課は、様式2に入札結果調書・事情聴取書の写し等を添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

(2) 落札者決定後(契約締結前)に情報提供等があった場合

入札担当課(契約監理課等)は、契約規則第15条の規定により入札を取り消しとし、その旨に理由を付して入札参加者全員へ通知する。

契約監理課は、様式2に入札結果調書・事情聴取書の写し等を添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

(3) 契約締結後に情報提供等があった場合(仮契約締結後を含む)

当該工事担当課は、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を交付したうえで、すべての入札参加者から誓約書(様式4)を自主的に提出させるものとする。(契約継続)

また、契約監理課は、様式2に入札結果調書・事情聴取書及び誓約書等の写し等を添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

3 入札談合等の事実があったと認められない場合の対応

(1) 落札者決定前に情報提供等があった場合

入札担当課(契約監理課等)は、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を交付したうえで、すべての入札参加者から誓約書(様式4)を自主的に提出させ、落札者の決定を行う。

契約監理課は、様式2に入札結果調書・事情聴取書の写し及び誓約書等を添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

(2) 落札者決定後(契約締結前)に情報提供等があった場合

入札担当課(契約監理課等)は、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を交付したうえで、すべての入札参加者から誓約書(様式4)を自主的に提出させ、落札者と契約締結(仮契約締結を含む。)を行う。

契約監理課は、様式2に入札結果調書・事情聴取書及び誓約書等の写しを添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

(3) 契約締結後に情報提供等があった場合(仮契約締結後を含む)

当該工事担当課は、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を交付したうえで、すべての入札参加者から誓約書(様式4)を自主的に提出させるものとする。(契約継続)

契約監理課は、様式2に入札結果調書・事情聴取書及び誓約書等の写しを添付し、その旨を公正取引委員会と三重県警察本部へ報告する。

第3章 入札談合等関与行為の疑いがある場合の対応

1 庁内の連携

職員が入札談合等に関与している旨の情報(以下「談合関与情報」という。)の提供等があった場合は、総務部長、職員課長、契約監理課長及び危機管理特命理事は緊密に連携して対応するものとする。

2 談合関与情報に係る調査等

談合関与情報の提供等があった場合は、第2章に定める談合情報等に係る対応に加え、次に定める手続きによる。ただし、公正取引委員会の調査や警察本部等の捜査に支障がないよう配慮しなければならない。

(1) 危機管理特命理事への報告

契約監理課長は、談合関与情報を把握した場合は、松阪市危機管理要綱第8条第1項に基づき、危機管理通報書式により危機管理特命理事に報告しなければならない。

(2) 総務部長・職員課長との情報共有

契約監理課長は、談合関与情報を把握した場合は、総務部長へ報告しなければならない。総務部長は、当該情報を職員課長と共有するものとする。

(3) 松阪市公正入札調査委員会への報告

契約監理課長は、談合関与情報を把握した場合は、情報の内容を報告書(様式1)にまとめ、委員長に報告しなければならない。

(4) 松阪市公正入札調査委員会の審議(事情聴取実施の要否)

委員長は、委員会を開催して審議するとともに、危機管理特命理事の意見を聴いた上で、関与が疑われる職員に対する事情聴取の要否を決定するものとする。

委員長は、審議した事項について、速やかに市長に報告するものとする。

(5) 公正取引委員会への通報・助言等の依頼

契約監理課は、様式2に関係書類を添えて、公正取引委員会へ通報するとともに、事情聴取の時期や留意事項等について助言を求めなければならない。

(6) 職員への事情聴取

①事情聴取に従事する職員は、総務部長が当該案件につき技術的又は専門的な知識を有する職員のうちから指名するものとする。

②事情聴取の内容は、事情聴取書(様式3の2)及び事情聴取の手順(別紙2の2)のとおりとするが、弁護士等有識者の意見を聴いて総務部長が決定する。

③事情聴取に従事した職員は、その結果について事情聴取書を作成し、危機管理特命理事に提出する。

④危機管理特命理事は、事情聴取書(様式3の2)の提出があったときは、これを総務部長及び職員課長に供覧するとともに、当該書面の写しを、契約監理課を通して公正取引委員会に送付する。

3 入札談合等関与行為防止法に基づく調査等

入札談合等関与行為防止法第3条により、公正取引委員会による事業者側に対する入札談合等の調査の結果、入札談合等関与行為があると認められ、本市に対して改善措置が求められた場合、同法に基づく調査等の手続きを行わなければならない。

(1) 手続きの内容

手続きの概要は、入札談合等関与行為の有無等(第3条)、損害賠償(第4条)、懲戒(第5条)に係る調査、改善措置、公表、公正取引委員会への通知等である。詳細については、同法を確認すること。

(2) 公正取引委員会への協力依頼

調査を行うために必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、協力を求めること。

(3) 調査を実施する指定職員(第6条)

第3条から第5条までの規定に基づく調査を実施する職員は、市長(任命権者)が指定する。

(4) 入札談合等関与行為の有無の判断

入札談合等関与行為の有無については、委員会を開催して審議するとともに、危機管理特命理事の意見を聴いた上で判断するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成 17 年1月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成 21 年 4 月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成 28 年 8 月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

様式1

談合情報等・談合関与情報 報告書

年 月 日

情報の種類 ※該当するものに○	談合情報 ・ 談合疑義事実 ・ 談合関与情報
情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
対 象 案 件 名	
開札(予定)日時	年 月 日 () 時 分
情報提供者	・報道機関 ・役職・氏名 ・連絡先 ・その他
情報受信者	所属・氏名
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件問合わせ先	

様式2

松契第 号
年 月 日

公正取引委員会 中部事務所長 様
三重県警察本部 刑事部長 様

松阪市長

談合情報等・談合関与情報に関する資料の送付について

みだしのことについて、松阪市発注の
関する資料を別紙のとおり送付いたします。

工事の入札に係る談合情報等に

記

1. 談合情報等・談合関与情報 報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札結果調書 (写)
5. 入札に関する連絡 (無効・延期・取消し)

(該当する番号を○で囲むこと。)

工事名

業者名及び
聴取を受けた者

聴取者職氏名

聴取日時・場所 年 月 日 () 時 分

聴 取 内 容	回 答 内 容
1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報があるが、そのような事実があるか。 2. 当該工事について他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがあるか。 3. 打合せ等があったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いであったか。 4. 現場説明会に出席した者、見積りをした者、入札に参加した者の所属及び氏名は誰か。 5. 本件工事の見積りで専門工事の見積業者は誰か。 6. 談合情報等と入札結果を比べると、落札業者、落札金額(落札率)がほぼ同じとなっているが、どう思いますか。 7. 情報が寄せられたことに心当たり又は原因があるか。 8. その他	

上記の回答内容について、事実と相違ないことを確認します。

年 月 日
確認者氏名(自筆)

様式3の2

事 情 聴 取 書 (職 員)

工 事 名

聴取を受けた職員

聴取者職氏名

聴取日時・場所

年 月 日 () 時 分

聴 取 内 容	回 答 内 容
1. 当該工事について入札参加者と何らかの打合せ、又は話をしたことがあるか。 2. 打合せ等があったとすれば、相手は誰であったか。 3. どのような内容の打合せ、又は話であったか。 4. 日時や場所、方法はどのようなものであったか。 5. 落札業者や落札価格を知っている(た)か。 6. メモやメールなど記録はあるか。 7. 情報が寄せられたことに心当たり又は原因があるか。 8. その他 ①積算等について問い合わせがあったか。 ②入札参加者に何か情報を提供したか。 ③金品の授受等の事実はあるか。	

上記の回答内容について、事実と相違ないことを確認します。

年 月 日

確認者氏名(自筆) _____

様式3の3

事情聴取一覧表

聴取日時： 令和 年 月 日（ ）		時 分	時 分	時 分
聴取を受けた者 聴取内容				
		回答内容	回答内容	回答内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

様式4

誓 約 書

年 月 日

(あて先)松阪市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

年度松 第 号 工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはいないことを誓約するとともに、今後とも同法律を遵守することを誓約します。

今後、上記違反の事実が明らかになった場合は、この契約を取り消され又は無効とされても異議はありません。また、松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領第7条の加重要件の適用についても異議はありません。

なお、この誓約書の写し等が公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

入札及び契約に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、入札に関する法令を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 本件入札について談合の事実があったと認められた場合には、契約締結後といえども入札及び契約は無効となり又は契約を解除する。

事情聴取の手順(入札参加者)

【当該工事の談合情報等があったため事情聴取を行う旨を伝える。】

本日は、お忙しいところお呼び立てして申し訳ございません。

今日お越しいただいた理由は、松阪市が発注した〇〇〇〇工事の入札に関して、談合情報等が寄せられたため、松阪市公正入札調査委員会で審議を行い、入札参加業者の全業者の方から事情確認を行うこととなったところであります。

1. 最初に、お断りとご了承を賜りたいことがありますので、よろしくお願いいたします。
2. 今回お聞きした事柄に対して、こちらの都合のよいようなことになってしまっているはいけませんので、録音をさせていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。
3. また、今回お聞きしたことにつきましては、公正取引委員会及び三重県警察本部へ報告書をあげることも、ご了解いただきたいと思います。
4. よろしいでしょうか。
5. 本日、お越しいたきましたのは、(代表取締役 〇〇〇〇様)で間違いなかったでしょうか。(できれば名刺を徴し、会社名、役職名及び氏名を確認する。)
6. あなたは、会社内の動き、情報を知り得る立場にある方ですか。
(会社内の動き、情報を知り得る立場にあることを確認する。)
7. それでは、いくつかお聞きしますので、よろしくお願いいたします。
(以後、事情聴取書(様式3の1)の内容に沿って事情を聴取する。)

事情聴取終了後、談合の事実が確認出来なかった場合は、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を読み上げ交付するとともに、誓約書(様式4)を手渡し、後日提出してもらう。

事情聴取の手順(職員)

【当該工事の談合関与情報があったため事情聴取を行う旨を伝える。】

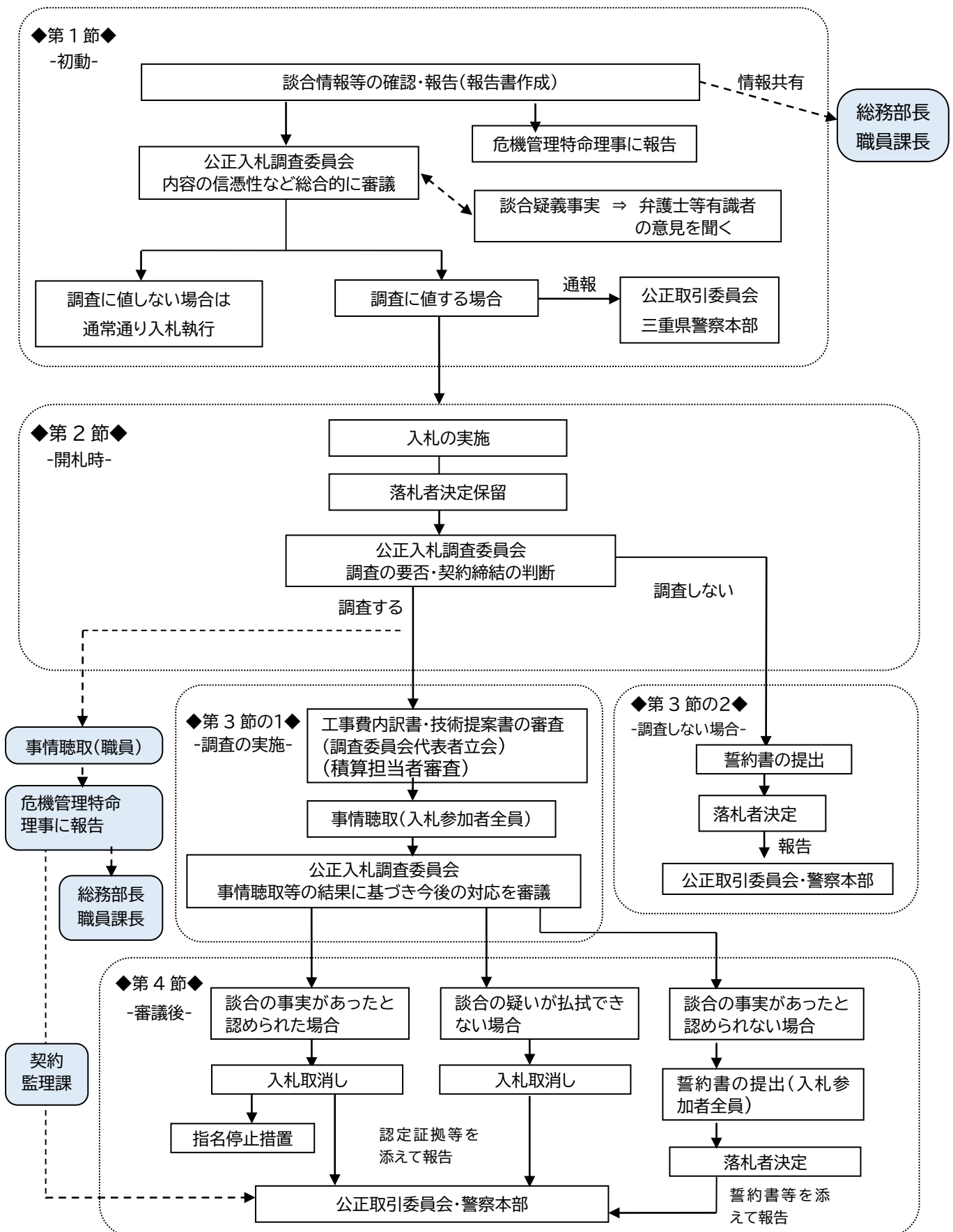
本日は、松阪市が発注した〇〇〇〇工事の入札に関して、談合関与情報が寄せられたため、松阪市公正入札調査委員会で審議を行い、関係職員から事情確認を行うこととなりました。

1. 最初に、お断りとご了承をいただきたいことがありますので、よろしくお願いいたします。
2. 今回お聞きした事柄に対して、こちらの都合のよいようなことになってしまっていないので、録音をさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。
3. また、今回お聞きしたことにつきましては、公正取引委員会及び三重県警察本部へ報告書をあげることも、ご了解いただきたいと思います。
4. よろしいでしょうか。
5. それでは、いくつかお聞きしますので、よろしくお願いいたします。
(以後、事情聴取書(様式3の2)の内容に沿って事情を聴取する。)

談合情報等対応フローチャート No.1

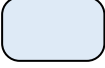
○落札者決定前に情報の提供があった場合

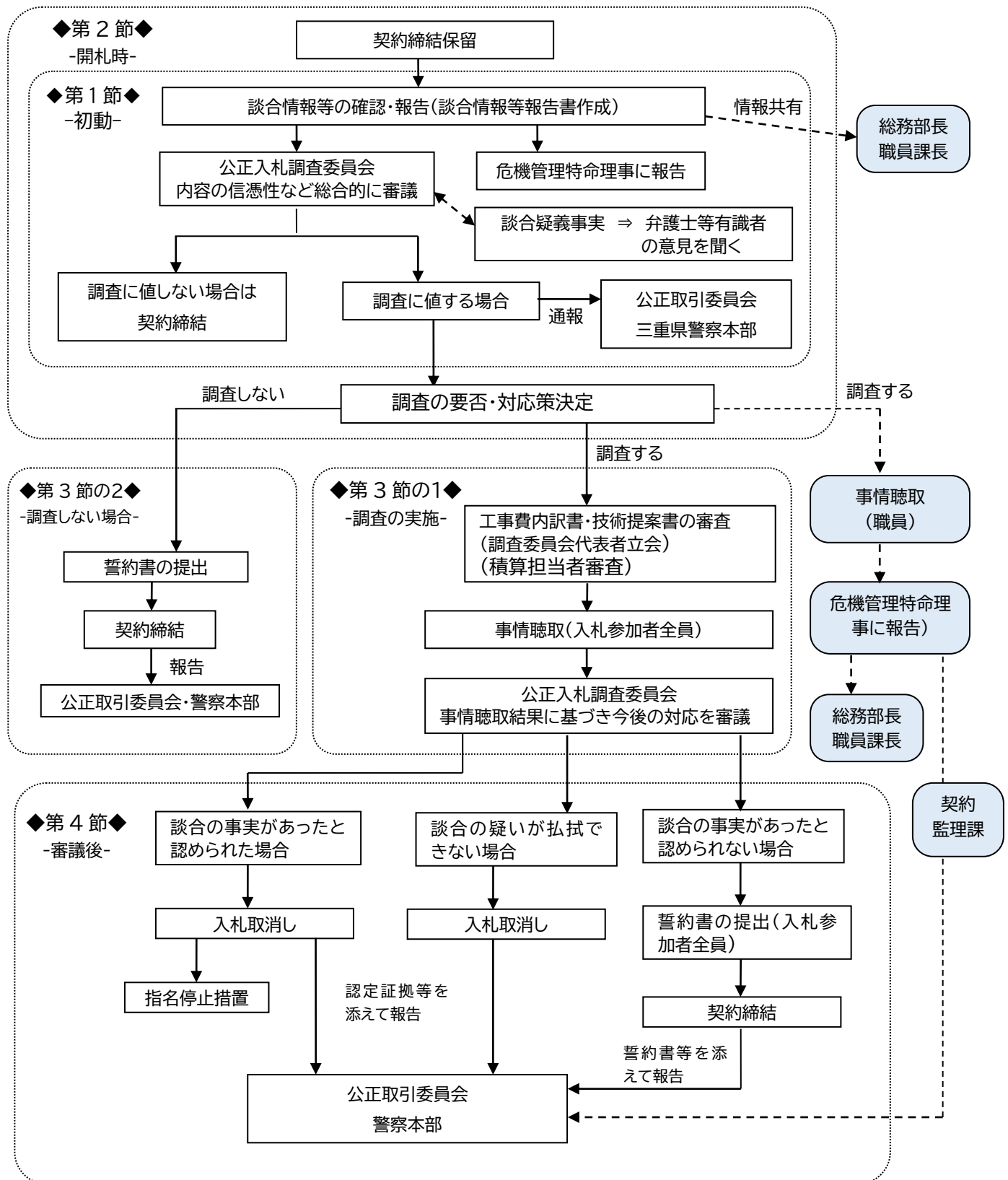
※第3章の談合関与情報:--->  に対する対応



談合情報等対応フローチャート No.2

○落札者決定後(契約締結前)情報の提供があった場合

※第3章の談合関与情報: -->  に対する対応



談合情報等対応フローチャート No.3

○契約締結後に情報の提供があった場合(仮契約後を含む)

※第3章の談合関与情報: --- に対する対応

